

1 手帳の交付

手帳を持つことによって、このしおりにある様々な援助を受けたり、税の減免、公共交通機関の運賃割引等の制度を利用することができます。

※手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

※手帳を紛失した場合は、まず警察に届けてください。

交付手続きに係る注意点

- 申請書、届出書、診断書・意見書の用紙は、窓口にあります。
- 顔写真は、縦4cm×横3cmのものをご準備いただき、裏面に必ず氏名を記入してください。
- 本人確認が必要になる場合がありますので、各種申請の際にはご持参ください。

(1) 身体障害者手帳

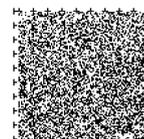
身体障害者手帳は、身体障害のある方等からの申請により、身体障害者福祉法に基づき交付します。

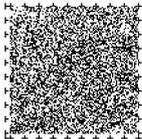
【窓口】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（P96～99 参照）

【手続きに必要なもの】※●は申請者に用意いただく書類等、○は窓口で用意している書類です。

| | | |
|--------------|---|--|
| 新規申請のとき | ○申請書 ●顔写真 | ●指定医師作成の診断書・意見書 ●マイナンバーカード（個人番号カード） |
| 再認定のとき | ○申請書 | ●指定医師作成の診断書・意見書 |
| 等級変更のとき | ●顔写真 | ●手帳 |
| 新たな障害が加わったとき | ●マイナンバーカード（個人番号カード） | |
| 紛失したとき | ○申請書 | ●顔写真 |
| 破損したとき | （●破損の場合は、破損した手帳） ●マイナンバーカード（個人番号カード） | |
| 居住地変更したとき | ○居住地等変更届出書 | |
| 氏名変更したとき | ●手帳 | （●氏名変更の場合は、顔写真） ●マイナンバーカード（個人番号カード） |
| 本人が死亡したとき | ○居住地等変更届出書 | ●手帳 |
| 障害を有しなくなったとき | （●障害を有しなくなった場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）） | |





※15歳未満の児童については、保護者等が申請することになっています。

※障害の程度によって1級から7級までに区分されています。ただし、7級の障害1つでは、手帳交付の対象となりません。

※診断書・意見書の作成日（診断日）から3か月以内に申請してください。

※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、通知カード（ただし、105ページを参照してください。）と官公署発行の証明書（顔写真入のもの）をご持参ください。

（2）療育手帳

療育手帳は、知的障害のある方等からの申請により、京都市療育手帳交付要綱に基づき交付します。

【窓口】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（P96～99 参照）

【手続きに必要なもの】※●は申請者に用意いただく書類等、○は窓口で用意している書類です。

| | |
|-----------------|--|
| 新規申請のとき | ○申請書 ●顔写真 ●マイナンバーカード（個人番号カード） |
| 再判定のとき | ○申請書 ●手帳 ●マイナンバーカード（個人番号カード） （●再交付の場合は、顔写真） |
| 紛失したとき | ○申請書 ●顔写真 ●マイナンバーカード（個人番号カード） |
| 破損したとき | （●破損の場合は、破損した手帳） |
| 居住地変更したとき | ○療育手帳変更届 ●手帳 ●マイナンバーカード（個人番号カード） |
| 氏名変更したとき | （●氏名変更の場合は、顔写真） |
| 本人が死亡したとき | ○療育手帳変更届 ●手帳 |
| 対象事項に該当しなくなったとき | （対象事項に該当しなくなったときは、●マイナンバーカード（個人番号カード）） |

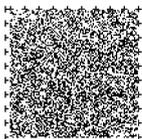
※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、通知カード（ただし、105ページを参照してください。）と官公署発行の証明書（顔写真入のもの）をご持参ください。

（3）精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のある方等から申請があり、一定の精神障害の状態にあると認められるときに交付します。

【窓口】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（P96～99 参照）



【手続きに必要なもの】※●は申請者に用意いただく書類等、○は窓口で用意している書類です。

| | |
|-----------------|---|
| 新規申請のとき | ○申請書 ○同意書（障害年金証書等で申請する場合） ●診断書又は障害年金証書等の写し |
| 等級変更のとき | ●顔写真 ●マイナンバーカード（個人番号カード） |
| 更新のとき | ○申請書 ○同意書（障害年金証書等で申請する場合） ●診断書又は障害年金証書等の写し ●手帳 （●再交付の場合は顔写真） ●マイナンバーカード（個人番号カード） |
| 紛失したとき | ○申請書 ●顔写真 ●マイナンバーカード（個人番号カード） |
| 破損したとき | （●破損の場合は、破損した手帳） |
| 居住地変更したとき | ○精神障害者保健福祉手帳変更届 |
| 氏名変更したとき | ●住所・氏名の変更が確認できるもの ●手帳 （●氏名変更の場合は顔写真） ●マイナンバーカード（個人番号カード） |
| 本人が死亡したとき | ●手帳 |
| 対象事項に該当しなくなったとき | |

※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、通知カード（ただし、105ページを参照してください。）と官公署発行の証明書（顔写真入のもの）をご持参ください。